

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

改正内容

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）

- ・国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円（現行29万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円（現行53.5万円）に引き上げる。

影響額

- ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げについて
限度額到達世帯は、138世帯から108世帯に減少する。
限度額到達する108世帯については2万円課税額が引きあがり、30世帯については超過による減額がなくなり、課税額は、241万8千円増加する。
- ・軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準の引上げについて
5割軽減の対象となる所得の算定基準を5千円引上げることによって、軽減対象世帯が36世帯増加し、軽減額は、162万4千円増加する。

2割軽減の対象となる所得の算定基準を1万円引上げることによって、軽減対象世帯が27世帯増加し、軽減額は、39万4千4百円増加する。

その他

保険税軽減対象額は、保険基盤安定制度に係る繰入金で全額公費負担される。
※令和6年4月1日施行予定
（令和6年3月専決処分、令和6年度の課税分から適用する。）

7割軽減	3,164世帯/12,889世帯	24.5%
5割軽減	1,478世帯/12,889世帯	11.2%
2割軽減	1,631世帯/12,889世帯	12.7%（R5本算定で試算）